

石川・河北領知方村付

一、七百四表 石川 中新保村

一、四百九拾貳表 河北 鳥屋尾村

合千百九拾六表

此内

貳百表 齋藤勘平

貳百表 村瀬市右衛門

百六拾表 佐久間拾兵衛

百六拾表 氏家忠兵衛

百六拾表 渡邊喜左衛門

百六拾表 武ア源三郎

百六拾表 委江左七

右山川・竹木・海川・よし以下除之、全可知行之狀仍如件。

慶長四年 二月 日 利家 在印

右之内たけへ源三郎分は明所付也。但中新保村ニ而可餘也。

二月。前田利家、金澤寶圓寺に、河北郡月影村百五拾四俵二斗五升の地を寄進す。

【考據摘録】 二一七二

河北郡之内

一、百五拾四俵貳斗五升 月影村

右爲寺領進之候條、全可有知行之狀、仍如件。

慶長四年二月 日 利家 在印

寶圓寺納所

三月十三日。徳川家康、書を以て前田利家の病狀を問ふ。

【菅原村行長文書】 羽咋郡 二一七三

態々以使者申入候。御煩之爲御見廻參候處、御氣相能御座候而、緩々と申承令満足候。殊種々御馳走、祝着存候。

不及申候へ共、彌無御油斷御養生專一候。猶期後音候條令省略略候。恐々謹言。

慶長四年 三月十三日 前田利家 大納言殿

家康 在判

御宿所

三月十八日。前田利長等、荒木三平等に、豊臣秀頼の命に依り竹島の巢鷹持參を命ず。

【拾遺温故雜帖】 二一七四

追而單之廻ニ而鉄炮打候儀堅無用之由御説候。以上。

竹嶋之巢鷹取而可罷上候由被仰出候。早々罷下持參可仕候。依仰自兩人申遣候也。

慶長四年 三月十八日 利家 在判

家康 在判

荒木三平等のへ

井出猪介どのへ

(竹島は近江多景島なるべし。)

三月十九日。徳川家康、再び書を以て前田利家の病狀を問ふ。

【北徴遺文】 二一七五

二三日者御氣合如何、無御心許存候。先日肥前守殿御越、御心靜申承、本望存候。猶期後音候條令省略略候。恐々

謹言。

慶長四年 三月十九日 家康 在判

前田利家 加賀大納言殿

御宿所

(この文書は別に用字の少異なるものあり。)

三月廿一日。前田利家大坂に於いて、その夫人に筆を執らしめて子利長に遺訓す。

【越登賀三州志】 二一七六

我等煩彌爾々無之候間、近々与存候。相果候者、長持に入れ金澤へ下し、野田山に塚をつかせ可被申候。則我等死骸と一度に、女ども加賀へ下し可被申事。

一、孫四郎儀、金澤へ下し留守居に置、兄弟の人数一萬六千ほどは可有之と存候。八千あて爲替、大坂に爲詰、半分金澤に有之人数は、孫四郎下知に付様に被申付、自然上方に申分出來、對秀頼様謀反仕候者候は、八千の人数を召連、其時は金澤之城之留守居には、篠原出羽に貴殿の内にてなじみ深き者を一人相添被置、殘人数孫四郎